

国際満載喫水線条約に対する統一解釈に関する事項

改正規則等

鋼船規則 A 編
強化プラスチック船規則
鋼船規則検査要領 A 編, C 編, U 編及び V 編
(日本籍船舶用)

改正理由

IACS は、これまで国際条約等に対して多くの統一解釈を策定してきており、本会としても、上記条約の適用においてこれらの統一解釈を適用してきている。しかしながら、必ずしもすべての統一解釈を鋼船規則等に明記していなかった。

一方 IACS は、2006 年 10 月に統一手順 No.31 を採択し、上記を含むすべての統一解釈について、船級規則に取り入れる又は適用することを明記する等により、統一解釈の厳格な適用を図ることを決めた。

このため、本会としても統一手順 No.31 に従い、これまで規則等に取り入れていなかった IACS 統一解釈を取り入れる必要が生じていた。

今般、国際満載喫水線条約に関する IACS の統一解釈のうち、これまで規則等に取り入れていなかった統一解釈に基づき、関連規則等を改めた。

改正内容

- (1) 鋼船規則中の乾舷甲板、船楼等の定義を条約に整合させて改めた。強化プラスチック船規則については、これらを参照することを明記するとともに、乾舷甲板の定義を一部改めた。
- (2) 特に大きな乾舷を備える船舶に対する取扱いを明記した。
- (3) タンク内の自由表面影響の考慮方法に関する詳細を明記した。
- (4) 暴露甲板上の広い範囲にガッタバーが設けられている船舶等について、ガッタバー内に滞留する液体の自由表面影響を考慮する旨を明記した。
- (5) 乾舷の指定及び満載喫水線の標示に関する取扱い等を明記した。